

利益相反について

2016.7.8 立教大学 現代心理学部 心理学研究倫理委員会

近年、研究の利益相反について、規程を設ける学会が増えてきています。本委員会でも、倫理的な配慮の一環として、利益相反についてのチェックをお願いしたいと考えました。

以下の、立教大学「利益相反マネジメント・ガイドブック」の抜粋を参照し、利益相反がある場合は公表する論文等にその旨を記載してください。また、学会誌などに投稿する場合には、利益相反についての学会等の規定に従ってください。

利益相反に該当する場合には、以下のチェックをして利益相反が研究に影響を及ぼさないように、十分に配慮してください。

立教大学「利益相反マネジメント・ガイドブック」（立教大学ホームページ）より抜粋

1. 利益相反とは

産学官連携活動の推進・展開により、大学と学外機関との関係が親密になり、その距離が一気に縮まってきた一方で、その親密な関係をもとに推進される産学官連携活動が「教育」「研究」に及ぼす影響について、十分に配慮する必要性が高まってきた。それが「利益相反」と呼ばれる課題である。

2. 利益相反の定義

本学では、利益相反を「構成員等が社会連携活動によって得る個人的利益や社会的責任が本学における教育・研究上の責任と相反している状態」と定義する。

1. 事例①：共同研究・受託研究・受託事業等の受入と実施

企業・他研究機関等の外部機関と共同研究（受託研究・受託事業等）を実施する場合。

《注意点》

本学では、共同研究（受託研究・受託事業等）を行う場合、大学を通じて契約手続きを行った上で、研究・事業を実施することが定められています。

研究・事業の実施に際しては、申込書類、契約書類を整えて、学内で稟議することが必要です。また、契約内容に基づいて、研究成果を適切に管理することも求められます。さらには、外部機関から受け入れる研究・事業資金がある場合には、研究・事業費を適正に執行しなければなりません。当該プロジェクトに研究員、大学院生、学生を従事させる場合は、研究・教育上の配慮も必要となります。

《チェックポイント》

□ 研究の相手方とは、大学で定められた手続きを踏んで、研究が実施されていますか？

（研究費の受け入れにあたって、相手先と研究目的・内容・期間・実施体制などを確認し、契約が締結されていますか？）

□ 研究の相手方は、研究のパートナーとして適していますか？

2

- 相手方から個人的に金銭の授受やその他の便宜供与を受けていませんか？
- 研究成果や研究途中のデータの管理は、適切に行われていますか？
- 研究成果の取りまとめや報告について、責任をもてる体制となっていますか？
- 研究成果が、契約条件に反して外部に流出することはありませんか？
- 研究の成果を学内の規程に準じて手続きを行っているか？
(ex. 共同研究、受託研究等の相手先に無償で発明を譲渡していませんか？)
- 研究費の経理処理は適切に行われていますか？

Ⅲ 利益相反が生じやすい事例

13

2. 事例②：研究データを提供する場合

企業・他研究機関等の外部機関に研究データや試料を提供する場合。

《注意点》

研究データは、大学の設備や資金を利用して取得・作成されます。そのため、原則として、それらは大学に帰属する知的資産として見なされます。外部からの研究資金により取得した研究データも同様です。

相手先に対して、研究データを不用意に提供することは好ましいことではありません。貴重な知的資産として契約に基づき、研究データを提供しましょう。

《チェックポイント》

- 研究データを提供するための約束事を決めていますか？
- 研究データが外部に漏れてしまうことはありませんか？
- 研究データを提供する前に何かしらの契約書を取り交わしていますか？
- 研究データの提供に伴い、不適切な金銭その他の便宜供与を受けていませんか？

■ 関連規程

立教学院学外交流倫理に関するガイドライン

立教学院学外機関等共同研究取扱規程

立教学院受託研究取扱規程

学校法人立教学院受託事業取扱規程

学校法人立教学院受託事業取扱規程細則

立教学院発明等取扱規程

立教大学公的研究費の使用・管理のガイドライン